

「免職」を求める男性は回答者の14%弱であるのに対し、女性の場合は回答者の24%に達している。反対に「責任を認め謝罪する」ことが相応しいという判断は、男性回答者の74.3%、女性回答者の58.2%と、両者の間には16ポイントの開きがある。また男性の場合は年齢による一貫した傾向はみられないが、女性の場合は年齢が上がるにつれて親の責任を厳しく問う傾向がある。

特に専業主婦が親の責任を「免職」という形できびしく問う傾向が目につくが、子どもの行為には親が責任をもつべきであると考えた女性たちが、専業主婦をしているということかもしれない。

3. 上司の監督責任について

これまで、警察における処分のあり方についてさまざまな疑問が出されてきた。特に、組織であるということから末端の者の行為に対して、直属の上司の監督責任は免れないにしても、行為者とは全く面識のない組織の長まで処分されるべきか否かについては多様な意見がある。

そこで本調査では、「次のような場合、警察官の直属の上司が監督責任をとって処分を受けるのは妥当でしょうか」との問をし、まず以下の4つの状況それぞれについて、警察官の上司が監督責任を問われて処分を受けるべきか否かを尋ね、次いで「処分を受けるべき」と答えた回答者に、「嚴重注意」「減給」「免職」のいずれが適切かを尋ねている。

(1)部下のセクハラ行為

「部下がセクハラ行為をした」

個人の行為であるこのケースでは、「上司の処分は不要」とする者が53%と「上司は処分を受けるべき」という回答を6ポイントほど上回っている(表B-3-1)。

表B-3-1 監督責任による直属上司の処分妥当性

a 部下のセクハラ行為

	処分を受けるべき	処分は不要
男性	48.3	51.7
女性	45.7	44.3
全体	47.0	53.0

女性は「処分不要」という意見がどの年代でも多く、男性よりも寛大であることを除くと際立った性差はないが、男性のなかでは60代が群を抜いて厳しく、反対に40代に処分不要という回答が目立つ。

次に、上司の処分としてはいずれが適切かを尋ねた。全体では「嚴重注意」が適切とする者51.6%、「減給」42.4%、「免職」5.9%となっているが、男性回答者は「減給」よりも「嚴重注意」を選ぶ傾向が明らかに示された。また20代の男性は他の世代に比べて「嚴重注意」と「免職」に二分される傾向がある（表B-3-2）。

表B-3-2 上司の処分内容

a 部下のセクハラ行為

	嚴重注意	減給	免職
男性	53.2	39.0	7.8
女性	50.0	46.0	4.0
全体	51.6	42.4	5.9

「減給」を選択した回答者については、自己満足度得点の高い人ほどこの選択肢を選ぶことが多い。自信度得点についても同様の関係が示されている。

(2)部下の賭博行為

「部下が賭博行為をした」

これも部下の個人的行為であるが、回答は上司は「処分を受けるべき」という意見と「処分不要」にほぼ等しく二分されている（表B-3-3）。

表B-3-3 監督責任による直属上司の処分妥当性

b 部下の賭博行為

	処分を受けるべき	処分は不要
男性	49.2	50.8
女性	50.3	49.7
全体	49.8	50.2

男性の回答には世代よる違いが顕著で、若い世代ほど「処分不要」と考えており、20代と60代との差は40ポイント近くに達している。

適切な処分内容としては、「嚴重注意」50.6%、「減給」44.1%、「免職」5.3%となっている。女性は「減給」よりも「嚴重注意」に偏る傾向が強く、両者の間に10ポイントの開きがある。また、概ね年齢の若い層が甘く、世代により上司の責任についての考え方に大きな違いが得られた（表B-3-4）。言い換えると、若い層は行為は行為者個人に

帰すべきと捉え、より個人主義的になっているといえる。

表B-3-4 上司の処分内容

b 部下の賭博行為

	嚴重注意	減給	免職
男性	48.4	45.9	5.7
女性	52.7	42.4	4.8
全体	50.6	44.1	5.3

選択肢のなかから「減給」を選んだ回答者については、上記aの場合と同様、自己満足度得点の高いものほど、また自信度得点の高いものほど「減給」を選ぶ傾向がある。

(3)部下の子どもによる犯罪

「男性警官の子どもが重大な犯罪を犯した」

「女性警官の子どもが重大な犯罪を犯した」

この二つの状況に対する回答結果は殆ど同じなので、まとめて述べることにするが、「処分不要」とするものが85.5%と圧倒的多数を占めている（表B-3-5、表B-3-6）。性差は認められない。

表B-3-5 監督責任による直属上司の処分妥当性

c 男性警察官の子どもが重大犯罪

	処分を受けるべき	処分は不要
男性	15.0	85.0
女性	14.0	86.0
全体	14.5	85.5

表B-3-6 監督責任による直属上司の処分妥当性

d 女性警察官の子どもが重大犯罪

	処分を受けるべき	処分は不要
男性	14.7	85.3
女性	14.3	85.7
全体	14.5	85.5

適切な処分としては、男性回答者は「嚴重注意」が約5割となっているが、女性回答者はやや厳しく、「嚴重注意」と「減給」がほぼ同数となっている。年齢によるばらつきは大きい若い者の方が厳しいという意外な結果になっている（表B-3-7、表B-3-8）。

表B-3-7 上司の処分内容

o 男性警察官の子どもが重大犯罪

	嚴重注意	減給	免職
男性	50.0	39.6	10.4
女性	39.1	39.1	21.7
全体	44.7	39.4	16

表B-3-8 上司の処分内容

d 女性警察官の子どもが重大犯罪

	嚴重注意	減給	免職
男性	53.2	38.3	8.5
女性	44.7	42.6	12.8
全体	48.9	40.4	10.6

4. 上司の減給額について

処分内容が「減給」であった場合、具体的には「給与の10分の1、ひと月」というような形をとる。通常、監督責任を問われる上司の給料が行為者である部下の給料より多いため、減給額としては行為者よりも上司の方が多くなることもある。こうした実態に対し、納得しがたいという意見もある。

そこで、本調査では「上司が部下の監督責任を問われて減給処分になる場合、収入が多いために、結果として、実際に不祥事を起こした本人より減給の額が多くなる場合があります。このことについてどう感じますか」という質問項目を設定し、「監督責任がある以上、当然だ」「気の毒だが仕方がない」「そのような処分は不当だ」という3つの選択肢からひとつを選んでもらった。

結果は、表B-4-1のとおり、「気の毒だが仕方がない」（47.6%）が最も多く、「監督責任がある以上当然だ」は38.3%、「そのような処分は不当だ」はずっと少なく14.1%に止まっている。つまり、回答者の多くは、問題となっている状況を容認していることがわかる。

表B-4-1 上司の減給処分

	監督責任がある以上当然	気の毒だが仕方がない	そのような処分は不当
男性	42.9	43.6	13.5
女性	33.8	51.5	14.6
全体	38.3	47.6	14.1

回答には性差があり、「当然だ」とする意見は男性の方が女性よりも約10ポイント多く、男性の方が女性よりも監督責任をきびしく受け止め、その傾向は年齢が上がるとともに強まることがわかる。また女性の回答は「気の毒だが仕方がない」に強く引っ張られている。

5. 部下の不正行為に監督責任を負うべき役職の範囲

部下の警察官の不正行為に対し、責任（監督）を負うのは警察組織のどのレベルまでが妥当かを、次の2つの状況を具体例として捉えようとした。「部下の警察官の不正行為に責任（監督責任）を負うのは警察組織のどのレベルまでが妥当だと思いますか。」という問に対し、提示された選択肢は「直属の上司」「警察署の署長」「県警本部長」「上司には責任はない」の4つであり、回答者にはこのうちひとつを選ぶことを求めた。

(1) 部下の職務怠慢による不祥事

結果は、表B-5-1に示すとおり、職務執行に直接関わる不祥事であっても、監督責任の及ぶ範囲は、「警察署の署長」（35.9%）が「直属の上司」（33.8%）よりやや多く、「県警本部長」が2割、「上司に責任はない」とする者が1割となっている。通常本部長はいわゆるキャリア警察官が中央から派遣されているが、面識もない警察官が職務怠慢で起こした不祥事の監督責任は、概ね署長どまりでよいということであろう。

なお「上司には責任はない」と回答した人を、共感性得点との関係で見ると、共感性が高いほどこの選択肢を選ぶ傾向が認められた。

表B-5-1 部下の警察官の不正行為の監督責任

a 警察官が職務怠慢で引き起こした不祥事

	直属の上司	警察署長	県警本部長	上司の責任なし
男性	32.3	35.7	21.9	10.0
女性	35.4	36.0	18.6	10.1
全体	33.8	35.9	20.2	10.0

(2)部下の非行

「警察官が万引きをした場合」

この場合、上司の目が届かないところで行われた警察官個人の行為であるため、「上司には責任はない」とする回答が3割と選択肢のなかで最も多く、「署長」（28.1%）と「直属の上司」（27%）がほぼ同率である。監督責任が「本部長」まで及ぶとする回答は14.5%と最も少ない（表B-5-2）。

表B-5-2 部下の警察官の不正行為の監督責任

b 部下の万引き

	直属の上司	警察署長	県警本部長	上司の責任なし
男性	23.5	32.9	15.4	28.2
女性	30.5	23.5	13.7	32.3
全体	27	28.1	14.5	30.3

回答には性差があり、女性は「直属の上司」までとする一方、男性は「署長」までと監督責任の及ぶ範囲を広く捉える傾向がある。また、男性では年齢の若い者ほど「上司には責任はない」とする傾向があり、「署長」までとする者は年齢が上がるに連れ増えている。女性の場合、年齢との関係は男性ほど明白ではない。

「上司には責任がない」と回答した人については一貫して共感性得点との間に相関があり、共感性が高い人ほどこの選択肢を選ぶ傾向がある。

6. 警察以外における上司の責任の及ぶ範囲

国民は社会一般における監督責任の及ぶ範囲と警察における監督責任の及ぶ範囲とを同じように捉えているのだろうか、それとも警察に対して特に厳しいのであろうか。

そこで、上記5. と同様の2つの状況それぞれについて、上司の責任の及ぶ範囲を「直属の上司」「組織上の責任者（トップ）」「上司には責任はない」の3つの選択肢によって答えてもらった。

「警察以外では一般に、部下の不正行為に責任（監督責任）を負うのはどのレベルの上司までが妥当だと思いますか」というのがここでの質問である。

(1)職務怠慢による不祥事の場合

「直属の上司」という回答が52.1%と過半数を越え、警察の場合の33.8%を20ポイント近く上回っている（表B-6-1）。

「上司には責任はない」という回答の割合は警察の場合と同程度である。つまり、一般社会では直属の上司でとまるが、警察の場合は組織上の責任者にまで及ぶことが当然とされていることがわかる。

表B-6-1 部下の不正行為に監督責任を負うべき役職・警察以外
a 職務怠慢で引き起こした不祥事

	直属の上司	組織上の責任者	上司の責任なし
男性	55.5	35.1	9.4
女性	48.8	38.7	12.5
全体	52.1	36.9	11

(2)部下の非行

「部下が万引きした場合」

この場合職務とは全く関係がない不正行為であるため、「上司には責任はない」という回答が53.3%と過半数を越え、「直属の上司」にまで及ぶとした者は3割強である（表B-6-2）。ここでも、組織の一員として警察官に求められる責任の取り方は、一般社会よりもずっと厳しいことが明らかである。

表B-6-2 部下の不正行為に監督責任を負うべき役職・警察以外
b 部下の万引き

	直属の上司	組織上の責任者	上司の責任なし
男性	31.7	14.7	53.6
女性	31.7	15.2	53.0
全体	31.7	15.0	53.3

7. 警察官の拳銃使用について

凶悪犯罪の増加に伴い、警察官が拳銃を使用する機会が今後ますます増えることが予測されるが、この点について市民はどのように考えているのだろうか。

(1)警察官の拳銃使用の是非

まず、(a)被疑者が先に発砲した場合、(b)被疑者が武器を所持し、市民を傷つけたり危険にさらした場合、(c)武器を持たない被疑者が逃走した場合、という三通りの事例を想定し、それぞれについて拳銃使用の是非を尋ねた。

(a)被疑者が先に発砲した場合では94%、(b)被疑者が武器で市民を傷つけたり危険にさらした場合は95.2%の人々が、「拳銃を使用してもよい」と答えており、被疑者が武器を所持している場合、市民の大半が警察官の拳銃使用に前向きであった。一方、被疑者が丸腰の事例(c)については、拳銃使用に否定的な意見（「使用すべきではない」）が圧倒的に多く、全体の77.7%に上っている。発砲したり、相手を直接傷つけたりしていなくても、事例b)のように「市民を危険にさらす」場合であれば、「拳銃を使用してもよい」という意見が多いことから、市民の立場から見た拳銃使用に関する是非の境目は、被疑者が武器を所有しているか否かという点にあると考えられる。

この項目の回答には性差があり、(a)被疑者が先に発砲した場合と(c)被疑者が武器をもたずに逃走した場合は、いずれも男性の方が許容度が高い。特に(c)の被疑者が丸腰の場合に「発砲してよい」という人は、男性では27.3%いたが、女性では17.4%にとどまり、約10ポイントの差があった。

(2)拳銃使用法の許容範囲

上記の(a)、(b)、(c)それぞれに事例について、拳銃を使用してもよいと答えた人のみに対し、続けてどのような使用方法なら許されると思うか質問した。

(a)の被疑者が先に発砲した場合には、「致命傷を与えても仕方がない」という意見が41%に達し、「足に向けて発砲する」（40.1%）と併せると、威嚇にとどまらず場合によっては犯人を傷つけてもよいという考えの人が8割強に上った。事例(b)では、このような傾向がさらに強く、「致命傷」は59.3%に増え、「足に向けて発砲」（30.8%）と併せると全体の9割を超える。こうした数値は、市民が警察に対し、「凶悪犯罪の被疑者には厳然とした態度でのぞみ、治安を守ってほしい」という期待を抱いていることを示している。

しかし逃走中の被疑者であっても、相手が丸腰の場合(c)は、警察官の拳銃使用も「威嚇にとどめるべき」という意見が47.9%と最も多く、「致命傷を負わせてもよい」という意見は9%のみであった。

拳銃の使用方法についても、男女の回答には違いが見られる。女性は男性より拳銃の使用法に対する制限が厳しく、特に「致命傷を負わせる」ことについては抵抗感が強い。

事例(b)のようにたとえ市民に危害が及ぶ恐れがあっても、「致命傷を負わせてよい」という人は半数以下にとどまり、男性の値に比べて20ポイント以上低い(B-7-1)。

表B-7-1 望ましい拳銃の発砲法

	空に向けて威嚇	足に向けて発砲	致命傷も
男性	5.2	23.9	70.9
女性	14.5	37.7	47.7
全体	9.9	30.8	59.3

(3)拳銃使用の公表の必要性

「警察官が拳銃を使用した場合、(その事情を)必ず公表すべきか」について回答を求めたところ、「必ず事情を公表すべき」という意見が62.8%に達したが、「必ずしも公表する必要はない」という意見も26%あった。「使用の事実のみ必要、事情の説明は必要ない」という中間的意見は11.9%だった。

この項目では、特筆すべき性差、年代差は見られなかったものの、拳銃の使用法に関する許容度(7-(2)参照)と、公表の必要性の認知には、関連が見られた。特に事例(b)

「被疑者が武器を所持し、市民を危険にさらす場合」では、拳銃使用に対する許容範囲がもっとも広い群(「致命傷を与えても仕方ない」と狭い群(「威嚇のみよい」)の回答傾向には明確な差があり、「必ず公表すべき」という意見は、許容範囲が広い群では56.6%だが狭い群では67.0%と、その差は10ポイント以上開いている。またこれ以外の項目でも全般的に、警察官の拳銃使用に対して許容的な態度をもつ人ほど、事情の公表にこだわらない傾向が見られた。